

複雑な場合が多いので、免許その他の監督については運輸大臣が直接これに当たっている。

2 一般区域貨物自動車運送事業

この事業は一般路線トラック事業およびつぎに述べる一般小型トラック事業以外の事業である。すなわち最大積載量2tをこえるトラックを使用し、路線事業の3要件のいずれにも該当しない事業がこの事業である。普通車によって貸切運送契約貨物を運送する事業がこの事業の普通の姿であるが、不定期で積合貨物を運送する事業もこの事業ということになる。しかし道路運送法はその第24条の2第2項において、積合運送は特定の場合以外禁止しているので実質的には不可能であり、この規定によって一般路線事業との混線を避けている。特定の場合とは同法施行規則第17条に規定してあるとおり (1) 市場から発送する貨物の運送 (2) 水陸連絡貨物の運送 (3) 倉庫に発着する貨物の運送 (4) 一般路線事業者によることが困難な場合で運輸大臣(陸運局長に職権が委任されている)の許可を受けたときである。この事業は事業区域を定めなければならない、運送貨物はこの区域から発しまたは区域に到着するもの以外は運送してはならないことになっている。

3 一般小型貨物自動車運送事業

最大積載量2t以下のトラックだけを使用する事業で、一般路線トラック事業以外の事業である。この事業も事業区域を定めなければならないこと、積合運送の原則的禁止規定のあることは一般区域事業の場合と同様である。

4 特定貨物自動車運送事業

以上1から3までの事業は誰彼の区別なく、一般の需要に応じなければならない義務を負わされた事業であるが、特定トラック事業は、特定の者のみの需要に応じ一定範囲の貨物を運送する事業である。特定の者とは具体的個別的の者で、雑貨商を営む者とか、一定地域内に住居を有する者等は特定の者には入らない。この事業は一般トラック事業と異なり、一般性が少ないので法規制が緩和されている。→一般自動車運送事業。特定自動車運送事業。(古屋巧知)

かもつじどうしゃのせきさいせいげん 貨物自動車の積載

制限 貨物自動車に積載する貨物の重量は、その自動車の構造上堪え得る限度内でなければならない。また自動車の通路は一般の道路である関係上、道路交通取締上からも当然制限されるべきものである。貨物自動車の積載制限は道路交通取締法施行令(第39条)でつぎのように制限を付している。

1 重量の制限 自動車の最大積載量(国鉄自動車では自動車の標記トン数と称している)をこえて積載してはならない。(国鉄自動車の標記トン数はほぼ4tまたは5tである。)

2 容積の制限 自動車の長さ(後方1mを含む)・幅をこえまたは高さ地上3.5mをこえて積載してはならない。

しかし以上の制限をこえる場合でも、貨物を分割して運送することができない場合は、出発地警察署長の許可を受け積載することができる。この場合出発地警察署長は、長さまたは幅の

制限をこえて積載する場合においては、昼間はほぼ0.35m²の赤色の旗を、夜間は赤色の標灯を、貨物の各突端にそれぞれ掲げさせまたはつけさせる等必要な措置を命ずることができることになっている。

また火薬類その他の危険品、不潔な物品等の貨物にあっては他に損害をおよぼすことのないように注意して、これを積載しなければならないことを貨物自動車運送業者に義務づけている(自動車運送事業運輸規則第36条)。しかし国鉄自動車にあっては、運送契約の1つの単位である1口の制限において安全な運送を確保し、取扱の簡易化を図るため、容器を用いない家畜、死体、遺骨および危険品、汚い品等不潔な物品、漏水その他汚水の浸潤によって他の貨物に損害をおよぼすおそれのあるもの等は、他の貨物を混じることを禁じているので混載は認められない。(西山清氏)

かもつしゅうにゅう 貨物収入 貨物運送およびこれに付帯して生ずる収入の総称。国鉄では貨物収入を輸送設備によってつぎの3つに分類しているが、その内訳はつぎのとおりである。

1 鉄道貨物収入……貨物運送による運賃およびそれに付帯する収入

小口扱運賃…宅扱、小口扱貨物の運賃および増運賃
車扱運賃…車扱貨物の運賃および増運賃

貨物雑収…貨物保管料、貨物留置料、貨車留置料、橋ばかり使用料、付添人料、要償額表示料、引渡証明料、指図手数料、再配達料、接統料、専用線諸料金、荷扱所料金、積卸機使用料、特種貨物運送手続第11・13・18条による費用、証券手数料、膳本料、代金引換手数料、代金引換指図手数料ならびに貨物運賃料金取扱上生ずる過剰金等

2 船舶貨物収入……貨物船そうおよび貨車航送による運賃ならびにそれに付帯する収入

小口扱運賃…鉄道に同じ
車扱運賃…鉄道に同じ
貨物雑収…付添人料等

3 自動車貨物収入…貨物自動車による運賃およびそれに付帯する収入

小口扱運賃…鉄道に同じ
車扱運賃…車扱貨物の運賃、同増運賃および貨物自動車の営業外の使用による運賃
貨物協同運…トラックを使用して、鉄道で輸送すべき貨物・荷物その他を代行輸送した場合の鉄道収入からの振替額

貨物雑収…貨物保管料、貨物留置料、橋ばかり使用料、付添人料、要償額表示料、引渡証明料、指図手数料、自動車集貨料、自動車配達料、証券手数料、膳本料、

国鉄貨物純収入および指数表

昭和 年度	鉄道貨物収入 千円	指 数	実効価額 指 数	船舶貨物収入 千円	指 数	実効価額 指 数	自動車貨物収入 千円	指 数	実効価額 指 数	計 千円	指 数	実効価額 指 数
11	253,665	100	100	6,114	100	100	214	100	100	259,993	100	100
15	385,407	152	101	11,457	187	125	869	407	271	397,733	153	103
20	320,661	126	30	6,478	106	22	7,902	3,701	773	335,041	129	27
25	62,523,166	24,648	100	2,461,204	40,255	164	809,776	379,201	1,542	65,794,146	25,306	103
29	109,359,888	43,112	137	4,227,844	69,150	222	821,320	384,607	1,220	114,409,052	44,005	139
30	114,884,132	45,290	144	4,200,737	68,704	218	843,992	395,223	1,261	119,928,861	46,126	147